



Grant Thornton

An instinct for growth™

Newsletter

31 October 2014

今回の Grant Thornton (Vietnam) の Newsletter では、以下の論点に関する最新の情報をお届け致します。

Taxation

2014年1月1日以降の新規投資プロジェクトおよび拡張投資プロジェクトに対する法人所得税優遇措置に関する2014年9月5日付け財政省Official Letter No. 12404/BTC-TCT、および、各税法施行細則の一部改正・補足をする2014年10月1日付け政令 Decree No. 91/2004/ND-CP における留意事項

1. 新規投資プロジェクトに対する法人所得税の優遇措置

この Official Letter によれば、法人所得税の優遇措置を受けずに活動している企業が、新規プロジェクト実施のために工業団地(好都合な経済社会条件の地域に属する工業団地を除く)へ支店を設立し、この新規投資プロジェクトが、Circular No. 78/2014/TT-BTC の第6章第18条第5項a に規定される場合のどれかに該当する新規投資プロジェクトとして、2014年1月1日以降に投資実施される場合、支店は、工業団地への新規投資プロジェクトとして法人所得税の優遇措置を受けることができます。

なお、以下の点にご留意下さい。Decree 91/2014/ND-CP によれば、投資認可当局へ提出した最初の投資登録申請書類の中で、投資資本額と投資実施時期を段階毎に記載して投資認可を受けた投資プロジェクトについては、その後の段階で実際に実施される分は、計画に沿って実施される場合(客観的な困難、不可抗力の場合を除く)、最初に認可を受けた投資プロジェクトの一部プロジェクトとして見なされて、最初の投資プロジェクトに対して適用されている優遇度に基づいた税務優遇を受けることができます。2014年1月1日前に投資認可を受けた投資プロジェクトについては、2014年1月1日から、残った優遇期間の間、税務優遇を受けることができます。

2. 拡張投資プロジェクトに対する法人所得税の優遇措置

2014年より前の法令の規定に基づく法人所得税の優遇を受ける地域以外の工業団地で活動している企業が、2014年1月1日以降に、製造規模拡張、能力拡大、製造技術革新を実施する場合、Decree No. 218/2013/ND-CP の第4章第16条第5項が規定する拡張投資プロジェクトの判断基準となる3つの条件のどれかを満たし、かつ、Decree No. 218/2013/ND-CP が規定する優遇分野・地域への投資条件(投資先の工業団地が好都合では無い経済社会条件の地域に該当する場合を含む)を満たすのであれば、拡張投資プロジェクトからの所得に対する法人所得税の優遇措置は、活動中のプロジェクトに適用されている優遇措置を残った優遇期間の間(あれば)適用するか、または、拡張投資としての優遇措置を適用するかのどちらかを選択することができます。

Decree No. 218/2013/ND-CP の規定による税務優遇分野・地域に該当する活動中のプロジェクトについて技術の向上・交換・革新の投資を行うけれども、Decree No. 218/2013/ND-CP の第16条第5項が規定する判断基準となる3つの条件をどれも満たさない場合、税務優遇は、活動中のプロジェクトに適用されている優遇措置を残った優遇期間の間(あれば)適用します。

また、Decree No. 91/2014/ND-CP によれば、税務優遇を受けている企業の投資プロジェクトが、2009年から2013年の期間に、製造事業過程における機械・設備の頻繁な追加投資を行っている場合、この機械・設備の頻繁な追加投資からの追加所得分も、プロジェクトに適用されている優遇措置に従う税務優遇を残った優遇期間の間受けることができることにご留意下さい。



Taxation

このDecreeでは、「製造事業過程における機械・設備の頻繁な追加投資」の概念が、まだ詳細に記載されていないことにご注意下さい。

移転価格税制に関するベトナム税務当局との事前確認(APA)実施のための手続き、届出に関する2014年10月3日付け Hai Duong 省税務局ガイダンス Official Letter No. 4360/CT-TTHT

この Official Letter によれば、「100%親会社からの輸出縫製品の加工受託、および、この親会社への国内購入原料の提供」の関連者間取引に対するベトナム税務当局のみで行う事前確認(APA)実施のための手続き、届出を行う場合、事前相談の過程を経た後、税務総局から正式な事前確認(APA)書類の提出についての合意文書を得た上で、様式 2/APA-CT による書類を税務総局へ提出して規定に基づく審査処理を受けます。

事前確認(APA)の適用についてより詳細を知りたい方は、下記サイトにある弊社の2014年5月7日付け Newsletter をご参照下さい。

<http://www.gt.com.vn/download.php?info=publications&submenu=279>

輸出サービスに対する付加価値税に関する2014年10月2日付け税務総局 Official Letter No. 4278/TCT-CS

この Official Letter によれば、情報技術に関する法令の規定に基づくソフトウェア開発サービスおよび情報技術サービスを、外国に住所を持つ会社を顧客として提供し、これらサービスがベトナム国外で消費される場合、輸出サービスとして判断され、2013年12月31日付け財政省 Circular No. 219/2013/TT-BTC の第9条第2項 b が規定する以下の条件を満たすと、付加価値税率0%が適用されます。

- 外国または非関税区域の機関・個人へのサービス提供契約があり、
- 法令の規定による輸出サービス料の銀行送金決済証票およびその他証票があること

外貨換算差額に関する2014年10月2日付け税務総局 Official Letter No. 4277/TCT-CS

この Official Letter によれば、外国の会社に対する外貨建ての短期および長期借入金の返済を、資本金への振替えにより行う場合、外貨建て借入金の返済時での外貨換算による為替差損は、期中に発生する為替差損として法人所得税の計算に際して損金算入が認められます。

農産物に対する税務政策に関する2014年9月10日付け税務総局 Official Letter No. 3924/TCT-CS

この Official Letter によれば、以下の通りです。

- 生産者が直接販売する農産物を購入する場合、または、売上額が付加価値税(VAT)の課税基準額(年間100百万VND)を下回る事業世帯・個人から物品・サービスを購入する場合、売主に対する支払証票を添えて、様式 01/TNDN (Circular No. 78/2014/TT-BTC に伴い発行された様式)による一覧表を作成することが認められます。
- (上記以外の)事業世帯・個人から農産物を購入する場合には、規定によるインボイスを使用し、Circular No. 78/2014/TT-BTC の第6条第1項が規定する条件を満たす場合には、法人所得税の計算に際して損金算入が認められます。

Other updates

輸出手続き時の税関書類におけるインボイス使用に関する2014年10月1日付け税関総局 Official Letter No. 11910/TCHQ-TXNK

この Office Letter は、2014年8月14日付け財政省 Office Letter No. 11352/BTC-TCHQ でのガイダンスに言及しており、外国への輸出手続き、外国商人の指示に基づく見なし輸出入手続きを行う際の税関書類については、輸出インボイスに替えて、コマーシャル・インボイスを使用します。

通常の国内企業(非EPE)が非関税区域または輸出加工企業(EPE)へ物品を輸出する場合は、2014年3月31日付け財政省 Circular No. 39/2014/TT-BTC の規定に従い、VATインボイスまたはセールス・インボイスを使用します。

証券会社、投資ファンド運用会社に対する財務制度に関する2014年10月6日付け財政省ガイダンス Circular No. 146/2014/TT-BTC

この Circular は、ベトナムでの設立許可を得て活動する証券会社、投資ファンド運用会社、外国投資ファンド運用会社の支店に対する財務制度に関するガイダンスです。

この Circular では、以下のような事項について具体的なガイダンスをしています。

- 資本、資産の運用および使用。
- 財務上の安全性。
- 売上と費用の管理。
- 利益および各種引当。
- 会計・監査制度、財務状況および証券投資状況に関する報告。

この Circular は、2014年11月21日から発効し、2014年財政年度から適用されます。株式会社および有限責任会社形態の証券会社の財政管理制度に関する2000年2月1日付け財政省ガイダンス Circular No. 11/2000/TT - BTC は廃止されます。



Contacts

詳細情報について

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さい。

Newsletter のダウンロード

下記サイトへアクセス下さい。

www.gt.com.vn

Hanoi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet
Cau Giay District, Hanoi
Vietnam
T + 84 4 3850 1686
F + 84 4 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Kieu Hoai Nam

Tax Senior Manager
D +84 4 3850 1681
E Nam.Kieu@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

28th Floor, Saigon Trade Center
37 Ton Duc Thang Street, District 1
Ho Chi Minh City
Vietnam
T + 84 8 3910 9100
F + 84 8 3914 3748

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

安永 梢 (Kozue Yasunaga)

Senior Manager - Japanese Desk
D +84 8 3910 9260
E Kozue.Yasunaga@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Senior Manager
M +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com

Nguyen Bao Thai

Tax Senior Manager
M +84 8 3910 9236
E Thai.Nguyen@vn.gt.com

この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。不正確または不完全な情報、あるいは、これら情報に基づく作為または不作為から発生した損害について、弊社は責任を負いません。掲載情報のご利用に際しては、弊社専門家にご相談下さい。

